

# 各種証明交付申請書 (郵送請求用)

糸満市長様

下記のとおり申請いたします。

## ◆ 1. 申請者

		申請年月日	年	月	日
氏名	フリガナ	生年月日	大正・昭和・平成・令和		
	署名		年	月	日
		日中連絡先	-	-	
住所					

## ◆ 2. どなたの証明が必要ですか(証明対象者)

氏名 (名称)	<input type="checkbox"/> 1と同じ (記入不要)	フリガナ (※法人は印必須です)	生年月日 (設立年月日)	大正・昭和・平成・令和		
		印		年	月	日
住所	<input type="checkbox"/> 1と同じ (記入不要)	(現住所が糸満市外の場合は、糸満市での最終住所を記入してください)				

## ◆ 3. 申請する証明書

<input type="checkbox"/> 所得課税証明書	<input type="checkbox"/> 一般用 <input type="checkbox"/> 児童手当用	300円	年度	通
<input type="checkbox"/> 課税・非課税証明書	<input type="checkbox"/> 個人用 <input type="checkbox"/> 世帯用	300円	年度	通
<input type="checkbox"/> 扶養証明書		300円	年度	通
<input type="checkbox"/> 市県民税申告書の写し		無料	年度	通
<input type="checkbox"/> 営業証明書	<input type="checkbox"/> 法人用 <input type="checkbox"/> 個人用	300円	年度	通
<input type="checkbox"/> 納税証明書	<input type="checkbox"/> 住民税	300円	年度	通
	<input type="checkbox"/> 固定資産税	300円	年度	通
	<input type="checkbox"/> 軽自動車税	300円	年度	通
	<input type="checkbox"/> 法人住民税	300円	年度	通
<input type="checkbox"/> 完納証明書	<input type="checkbox"/> 一般用 <input type="checkbox"/> 酒類販売用 <input type="checkbox"/> 滞納がないことの証明書	300円	—	通
<input type="checkbox"/> 軽自動車税(車検用)(標識番号 )		無料	年度	通
<input type="checkbox"/> 標識交付証明書/廃車証明書(再発行) (標識番号:糸満市 )		300円		通
<input type="checkbox"/> その他証明 ( )				通
使用目的	<input type="checkbox"/> 金融機関提出 <input type="checkbox"/> 在留資格申請 <input type="checkbox"/> 補助金・給付金関係 <input type="checkbox"/> 児童手当等受給 <input type="checkbox"/> 学校提出 <input type="checkbox"/> 公営住宅入居 <input type="checkbox"/> 医療機関提出 <input type="checkbox"/> 健康保険加入 <input type="checkbox"/> 職場提出 <input type="checkbox"/> 確定申告用 <input type="checkbox"/> 車検用 <input type="checkbox"/> 公的機関入札等申込 <input type="checkbox"/> その他( )			

## 郵送請求に必要な書類

- ① 各種証明交付申請書(郵送請求用):この様式
- ② 必要通数分の手数料分の定額小為替(郵便局で購入・何も記入しないでください)
- ③ 申請者の身分証のコピー(マイナンバーカード、免許証など)
- ④ 返信用封筒(送付先の住所・宛名を記載。切手貼付けてください。)
- ⑤ 代理人の方が申請する場合は、委任状を同封してください。
- ⑥ 軽自動車税(車検用)納税証明の発行は、車検証のコピー

※書類不備の場合は、交付することができません。

## 郵送請求先

〒901-0392

沖縄県糸満市潮崎町1丁目1番地  
糸満市役所 税務課 郵送請求担当 宛

お問い合わせ 税務課 TEL:098-840-8129

※証明書がお手元に届くまでには、およそ1週間程度かかります。  
※連絡先電話番号は、日中(9:00~17:00)に対応可能な番号を記入してください。

### ※注意※

#### ●証明書に記載される内容について

- ・所得課税証明書 ⇒ 所得額、控除額、課税額、扶養人数
- ・課税証明 ⇒ 課税額のみ
- ・非課税証明 ⇒ 額の表示はなく、非課税である旨を記載

#### ●所得課税証明の所得額は、前年分の所得を表すものです。

例) 令和6年度所得課税証明書 ⇒ 令和5年分の所得

#### ●所得課税・課税証明の年度の切り替えは、6月1日となります。

令和6年度(令和5年分)課税証明書が、発行可能となるのは令和6年6月1日以降です。

#### ●市県民税の課税は、原則1月1日時点の住所地で課税となります。

例) R5.1.1=糸満市 R5.3.31 に市外へ転出した場合 R5 年度課税(R5.6.1 課税)=糸満市にて証明発行

※返信用の切手代が不足する場合は、受取人支払として返信します。